

平成18年改正条例附則第7条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月20日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

### 鳥取県人事委員会規則第30号

平成18年改正条例附則第7条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

平成18年改正条例附則第7条の規定による給料に関する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には、当該移動項等（以下「削除項等」という。）を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 略  <u>(2) 削除</u> (3)～(12) 略	(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) <u>平成17年改正条例 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第109号）をいう。</u>  (3)～(12) 略 (13) <u>主任等切替 平成17年改正条例附則第11項の規定により職務の級を定められることをいう。</u> (14) <u>行政職5級以下職員 平成18年改正条例附則第7条第1項に規定する行政職5級以下職員をいう。</u> (15) <u>行政職6級以上職員 平成18年改正条例附則第7条第1項に規定する行政職6級以上職員をいう。</u>
(平成18年改正条例附則第7条第1項の人事委員会規則で定める職員等) 第3条 平成18年改正条例附則第7条第1項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次の表の左欄に掲	(平成18年改正条例附則第7条第1項の人事委員会規則で定める職員等) 第3条 平成18年改正条例附則第7条第1項の行政職給料表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職

げる給料表の適用を受ける職員のうち、当該適用を受ける給料表の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める職務の級及び号給のものとする。

公安職給料表	1級1号給から3級145号給まで
教育職給料表 (1)	1級1号給から2級24号給まで
教育職給料表 (2)	1級1号給から2級36号給まで
研究職給料表	1級1号給から152号給まで
医療職給料表 (2)	1級1号給から3級4号給まで
医療職給料表 (3)	1級1号給から3級4号給まで
海事職給料表	1級1号給から2級113号給まで

2 平成18年改正条例附則第7条第1項第2号の人事委員会規則で定める職員は、次の表の左欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、当該適用を受ける給料表の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める職務の級及び号給のものとする。

公安職給料表	4級1号給から6級85号給まで
教育職給料表 (1)	2級25号給から特2級109号給まで
教育職給料表 (2)	2級37号給から特2級109号給まで
研究職給料表	2級1号給から3級101号給まで
医療職給料表 (2)	3級5号給から5級85号給まで
医療職給料表 (3)	3級5号給から5級93号給まで
海事職給料表	3級1号給から4級89号給まで

3 平成18年改正条例附則第7条第1項第3号の人事委員会規則で定める職員は、次の表の左欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、当該適用を受ける給料表の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める職務の級及び号給のものとする。

略
---

4 平成18年改正条例附則第7条第1項第4号の人事

務の級及び号給が行政職5級以下職員に対応するものとして人事委員会規則で定めるもの（以下「行政職5級以下対応職員」という。）は、次の表の左欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、当該適用を受ける給料表の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める職務の級及び号給のものとする。

公安職給料表	4級1号給から6級85号給まで
教育職給料表 (1)	2級25号給から特2級109号給まで
教育職給料表 (2)	2級37号給から特2級109号給まで
研究職給料表	2級1号給から3級101号給まで
医療職給料表 (1)	1級13号給から4級53号給まで
医療職給料表 (2)	3級5号給から5級85号給まで
医療職給料表 (3)	3級5号給から5級93号給まで
海事職給料表	3級1号給から4級89号給まで

2 平成18年改正条例附則第7条第1項の行政職給料表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級及び号給が行政職6級以上職員に対応するものとして人事委員会規則で定めるもの（以下「行政職6級以上対応職員」という。）は、次の表の左欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、当該適用を受ける給料表の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める職務の級及び号給のものとする。

略
---

委員会規則で定める職員は、職務の級及び号給が1級13号給から4級53号給までの職員とする。

5 平成18年改正条例附則第7条第1項各号列記以外の部分の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)～(5) 略

(6) 削除

(7)及び(8) 略

(平成18年改正条例附則第7条第2項の規定による給料の支給)

第4条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。）を除く。）であつて、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（平成18年改正条例附則第7条第1項各号に掲げる職員にあつては、当該額に同項に定める割合を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）とする。）に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成18年改正条例附則第7条第2項の規定による給料として支給する。

(1)～(7) 略

3 平成18年改正条例附則第7条第1項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)～(5) 略

(6) 主任等切替を受けた職員

(7)及び(8) 略

(平成18年改正条例附則第7条第2項の規定による給料の支給)

第4条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。）を除く。）であつて、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（行政職5級以下職員及び行政職5級以下対応職員にあつては当該額に1,000分の965（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）とし、行政職6級以上職員及び行政職6級以上対応職員にあつては当該額に1,000分の936（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）とする。）に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成18年改正条例附則第7条第2項の規定による給料として支給する。

(1)～(7) 略

(8) 主任等切替を受けた場合 切替日の前日に主任等切替を受けたものとした場合に平成18年改正条例附則第15条の規定による改正前の平成17年改正条例（以下この号において「旧平成17年改正条例」という。）附則第13項又は第15項の規定の例により同日において受けることとなる給料月額（平成17年改正条例附則第6項の規定の適用を受けた職員にあつては、同項の規定の適用及び主任

(8) 削除

(9)及び(10) 略

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定職員であって、その者の受ける給料月額が人事委員会の定める額（平成18年改正条例附則第7条第1項各号に掲げる職員にあつては、当該額に同項に定める割合を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）とする。）に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成18年改正条例附則第7条第2項の規定による給料として支給する。

（平成18年改正条例附則第7条第3項の規定による給料の支給）

第5条 人事交流等職員（当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）であつて、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（平成18年改正条例附則第7条第1項各号に掲げる職員にあつては、当該額に同項に定める割合を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）とする。ただし、人事委員会の定める職員にあつては人事委員会の定める額とする。）に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成18年改正条例附則第7条第3項の規定による給料として支給する。

等切替を順次受けたものとした場合に旧平成17年改正条例附則第13項又は第15項の規定の例により決定される給料月額）に相当する額

(9)及び(10) 略

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定職員であつて、その者の受ける給料月額が人事委員会の定める額（行政職5級以下職員及び行政職5級以下対応職員にあつては当該額に1,000分の965（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）とし、行政職6級以上職員及び行政職6級以上対応職員にあつては当該額に1,000分の936（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）とする。）に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成18年改正条例附則第7条第2項の規定による給料として支給する。

（平成18年改正条例附則第7条第3項の規定による給料の支給）

第5条 人事交流等職員（当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）であつて、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（行政職5級以下職員及び行政職5級以下対応職員にあつては当該額に1,000分の965（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）とし、行政職6級以上職員及び行政職6級以上対応職員にあつては当該額に1,000分の936（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたと

2 略

きはこれを100円に切り上げた額)とする。ただし、人事委員会の定める職員にあっては人事委員会の定める額とする。)に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成18年改正条例附則第7条第3項の規定による給料として支給する。

2 略

附 則

この規則は、平成24年1月1日から施行する。